

足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区内の住宅に家庭用燃料電池システム（以下「システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図り、脱炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

(交付対象となる家庭用燃料電池システム)

第2条 この要綱における補助金（以下「本補助金」という。）の交付対象となるシステムは、一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）の機器登録制度に基づく機器登録リストに掲載されている機種とする。

(補助金の交付対象)

第3条 本補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。ただし、足立区長（以下「区長」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 足立区内に住民登録がある個人であること。
- (2) 足立区内の自らが居住する住宅（前号の住民登録に係る住民登録地と同一であるものに限る。）に、新品のシステムを設置すること。
- (3) 機器購入における支払いが完了した日（ローンによる支払の場合は、ローンの契約日）から12か月を経過していないこと。
- (4) 同一年度内において、本人及び同一世帯に属する者が本補助金の交付決定を受けていないこと。
- (5) 同一年度内において、システムを設置した住宅が本補助金の交付決定の対象となっていないこと。ただし、2世帯以上で構成されている場合は、この限りでない。
- (6) 機器等を設置した住宅が、過去5年以内（前回本補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内をいう。）に本補助金の交付決定の対象となっていないこと。
- (7) 補助対象者に本補助金の申請を行う年度の前年度において住民税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象経費は、システムの設置又は施工に要する経費（運搬費、処分費、諸経費、その他の対象設備の設置作業に直接関わらない経費及び消費税を除く。）とし、その範囲は燃料電池ユニット、貯湯ユニット、リモコン、配管又は配線・配線器具の購入、据付又は工事に関する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、本補助金の補助対象者が自ら工事を行った場合、施工に要する経費は補助対象経費としないこととする。

(補助金の交付額)

第5条 本補助金の額は、5万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、当該

補助金の額及び本補助金に係る交付額の合計金額が、補助対象経費を上回る場合は、その上回った金額を前項に定める補助金の額から減額する。この場合において、減額後の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を本補助金の交付額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、家庭用燃料電池システム設置費補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置にかかる領収書の写し(ローンによる支払の場合は、ローンの契約書の写し)
- (2) システムの設置にかかる領収書の内訳を記載した書面の写し
- (3) FCA機器登録リストの品名番号がわかるものの写し
- (4) システムを設置した状況及び製造番号が確認できるカラー写真
- (5) 対象となるシステムの製造番号が確認できる書類の写し(メーカーが発行した保証書等)
- (6) 自己所有でない建物又は共有名義の建物に設置した場合は、建物所有者(共有名義の建物に設置した場合にあっては、申請者以外の共有者)の承諾書(第2号様式)
- (7) 本補助金の申請を行う前々年度1月1日における住民登録地が足立区以外の場合は、本補助金の申請を行う前年度に賦課決定された当該住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書
- (8) その他、区長が必要と認める書類

2 前項の規定による本補助金の交付申請の受付については、区長が定める期間に行うものとする。

3 前項の受付については、先着順とし、区の予算の額に達したときをもって、交付申請の受付を終了する。

4 前項の受付終了日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該申請者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(補助金の交付決定及び不交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第2条及び第3条に規定する基準に適合すると認めたときは、予算の範囲内で本補助金の交付を決定するとともに、当該申請者に対して、家庭用燃料電池システム設置費補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知する。

2 区長は、申請者について第2条若しくは第3条に規定する基準に適合しないと認めたとき又は予算の範囲を超えるときは、本補助金の不交付を決定し、家庭用燃料電池システム設置費補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、当該申請者に通知する。

3 第1項の規定による交付決定を受けた者(以下「本補助金交付決定者」という。)は、家庭用燃料電池システム設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書(第5号様式)を区長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条第3項の規定により家庭用燃料電池システム設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書の提出を受けた場合は、速やかに本補助金を交付するものとする。

(処分の制限)

第9条 本補助金交付決定者は、本補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内に、補助金の交付対象となった家庭用燃料電池システムの処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。以下同じ。)をしようとするときは、家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分承認申請書(第6号様式)を事前(事前に提出が困難な場合は、事後)に、区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めるときは、財産処分の承認を決定するとともに、当該補助金交付決定者に対し家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分承認通知書(第7号様式)により通知する。

3 区長は、前項の審査の結果、正当な理由がないと認めるときは、家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分不承認通知書(第8号様式)により当該補助金交付決定者に通知する。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、本補助金交付決定者が次のいずれかに該当すると認める場合は、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により、本補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 前条第1項の規定による承認を受けずに、本補助金の交付対象となったシステムの処分をしたとき。
- (3) 本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (4) その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに家庭用燃料電池システム設置費補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により当該補助金交付決定者に対し通知する。

(不正手続き等に対する措置)

第10条の2 区は、本補助金交付決定者、手続代行者又は施工業者(以下本条において「本補助金交付決定者等」という。)が、偽りその他不正の手段により本補助金の交付に関する手続きを行い、又は当該手続きその他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該本補助金交付決定者等に対し、次の措置を講じることができる。この場合において、本補助金交付決定者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該本補助金交付決定者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして本条を適用する。

- (1) 第7条第2項の規定による本補助金の不交付の決定、前条第1項第1号の規定による交付決定の取消し及び次条の規定による本補助金の返還の請求
- (2) 区長が別に指定する補助金交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、補助対象者、手続代行者又は施工業者の対象外とすること。
- (3) 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

(補助金の返還)

第11条 本補助金交付決定者は、区長が本補助金の交付決定を取り消した場合において、既に本補助金が交付されているときは、区長が定める期間内に、当該補助金を返還しなければならない。

(状況調査)

第12条 区長は、必要に応じて本補助金の対象となったシステムの状況調査を行うことができる。

(省エネ・節電活動への取組)

第13条 本補助金交付決定者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

(管理義務)

第14条 本補助金交付決定者は、当該システムを常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

(調査協力)

第15条 本補助金交付決定者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による。

付 則（25足環政発第4135号 平成26年3月25日 区長決定）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（26足環政発第80号 平成27年4月17日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則（27足環政発第3446号 平成28年3月31日区長決定）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則（28足環政発第3859号 平成29年3月31日区長決定）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（29足環政発第3310号 平成30年3月27日区長決定）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（30足環政発第3416号 平成31年3月29日区長決定）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（31足環政発第3508号 令和2年3月12日区長決定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（2足環政発第3839号 令和3年3月19日区長決定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（3足環政発第4627号 令和4年3月30日区長決定）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（4足環政発第4294号 令和5年3月16日区長決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（5足環政発第5031号 令和6年3月28日 区長決定）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（6足環政発第5385号 令和7年3月31日 区長決定）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（7足環政収第3307号 令和7年10月17日 区長決定）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものに、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（7足環政収第6993号 令和8年3月31日 区長決定）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（提出先）
足立区 長

申請者

住 所	〒 - 足立区
ふりがな	
申請者名	
電話番号	- - -
(昼間の連絡先	- -)

家庭用燃料電池システム設置費補助金交付申請書

足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金の交付を下記のとおり申請します。
本補助申請にあたっては、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱の規定を遵守します。

また、補助金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報及び税務情報を調査し、利用することを承諾します。

記

本申請の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。→ （同意の場合は、に✓をしてください）

1 メーカー名・品名			
2 支払い完了日 又はローン契約日	年 月 日		
3 補助金交付申請額	円		
4 他の補助金の有・無 (<input type="checkbox"/> に✓をしてください。)	申請状況	<input type="checkbox"/> 申請済み	<input type="checkbox"/> 申請予定 <input type="checkbox"/> 申請予定なし
	団体名	補助金交付額(予定)	円
5 申請書提出者 (申請者と異なる場合は記入)	会社名： 担当者： 連絡先：		

年 月 日

（提出先）

足立区長

（承諾者）

住 所 _____

（ふりがな）

氏 名 _____

電話番号 _____

承 諾 書

足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金の申請に係る下記の建築物について、申請者が法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、申請者が対象システムを設置することを承諾します。

記

- 1 所有状況（いずれかの□に✓してください）
 - 私の所有
 - 申請者と私との共有
- 2 対象システムを設置する建物の住所（□に✓してください）
 - 第1号様式の申請者住所と同じ
- 3 申請者氏名
- 4 申請者との関係（例：配偶者、親、子、貸主）

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

家庭用燃料電池システム設置費補助金交付決定通知書

先に申請のあった足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金について、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 システムを設置した建物の住所

足立区

2 補助金交付金額

¥ _____

3 補助金交付決定後の注意事項

足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、補助金の交付決定日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内に、補助金の交付対象となったシステムを処分しようとするときは、財産処分承認申請書を提出し承認を受ける必要があります。

4 補助金の交付決定の取消しおよび補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を請求する場合があります。

- (1) 虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。
- (2) 補助金の交付対象となったシステムについて未承認の財産処分をしたとき。
- (3) その他、本補助金の交付要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

No. _____

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

家庭用燃料電池システム設置費補助金不交付決定通知書

先に申請のあった足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金について、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記の理由により不交付を決定したので通知します。

記

1 システムを設置した建物の住所

足立区

2 理 由

No. _____

家庭用燃料電池システム設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書

足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第7条第3項に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

本請求書兼口座振替依頼書の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。→ （同意の場合は、に✓をしてください）

補助金請求金額	¥						
---------	---	--	--	--	--	--	--

〒

住 所 _____

申請者名 _____

電話番号 _____

（提出先）
足 立 区 長

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振 込 指 定 口 座	銀 行 ・ 信 用 組 合 信 用 金 庫 ・ 農 協									本 店 支 店 出 張 所
	預金種別	普 通	口座番号							
	フリガナ									
	口座名義人									

*口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります。

No. _____

（提出先）
足立区長

（申請者）

住所	〒 -
ふりがな	
申請者名	
電話番号	- -
（昼間の連絡先	- - ）

家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分承認申請書

先に家庭用燃料電池システム設置費補助金の交付決定を受けた家庭用燃料電池システムの処分について、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第9条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 処分の予定日 年 月 日から
(年 月 日まで)

3 処分の内容（該当する項目を○で囲んでください。）

売却 ・ 譲渡 ・ 交換 ・ 貸与 ・ 担保 ・ 廃棄 ・ その他

その他の場合は具体的に記入してください。

[]

4 処分の理由

様

足立区長

家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分承認通知書

先に届出のあった家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分について、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第9条第2項に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 処分承認日 年 月 日

3 処分の内容

第8号様式（第9条関係）

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分不承認通知書

先に申請のあった家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分承認申請について、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第9条第3項に基づき、不承認としましたので通知します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 不承認の理由

足 発第 号
年 月 日

様

足立区長

家庭用燃料電池システム設置費補助金交付決定取消通知書

足 収第 号、 年 月 日付で通知した家庭用燃料電池システム設置費補助金交付決定について、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第10条第1項に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 システムを設置した建物の住所

足立区

2 理 由

3 補助金交付決定取消金額

¥ _____